

公 示 日：2026年3月25日(水)

調達管理番号：25a00884

国 名：エクアドル国

担 当 部 署：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

調 達 件 名：エクアドル国北米・中南米地域リーシュマニア症およびシャーガス病の感染・病態リスク評価システム開発プロジェクト（SATREPS）（業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務：業務調整
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務
- (4) 在勤地：キト市
- (5) 全体期間：2026年5月中旬ごろから2028年8月上旬
- (6) 業務量の目途：24人月

## 2. 業務の背景

リーシュマニア症およびシャーガス病は、人獣共通感染症で代表的な「顧みられない熱帯病(NTDs)」である。

エクアドルでは、リーシュマニア症およびシャーガス病が熱帯地域・亜熱帯地域からアンデス高地にまで広く流行している。エクアドル政府は、米州保健機構（PAHO）などの国際機関と連携し、NTDsの制御と根絶に向けた戦略を策定・実施してきたが、地域社会を基盤とした予防・啓発プログラムの強化、診断能力の向上、持続可能な媒介生物対策政策の策定・実施といった重要な課題が依然として残されている。

こうした背景のもと、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）の下で2026年7月から2031年6月まで実施される予定の本プロジェクトは、ベクター調査に基づく感染対策の強化・普及、ならびに早期治療を可能とする迅速診断ツ

ール及びリスク評価手法の開発を通じて、より効果的な地域レベルでの啓発活動と診断・リスク評価能力の向上に貢献することを目指す。

なお、本プロジェクトの詳細は別紙「案件概要表」のとおり。

### 3. 期待される成果

プロジェクト目標達成に向け、チーフアドバイザーを補佐し、関係機関・関係者との円滑なコミュニケーションのもと、適切な運営管理を行い、円滑な実施と推進に寄与することが求められている。

具体的な成果は以下のとおり。

- (1) プロジェクト関係者間（研究代表機関、カウンターパート機関、政府関係機関、JICA等）の意思疎通が円滑に図られる。
- (2) 投入・活動が計画的に進められ、Project Design Matrix (PDM)上の成果が予定どおり達成される。
- (3) プロジェクトの事務・会計
- (4) 庶務が規則どおり且つ効果的に行われる。
- (5) 進捗状況に対応した各種報告書が遅滞なく提出される。
- (6) プロジェクト研究成果の社会実装に向けた調整が促進される。
- (7) 広報活動の推進により、エクアドル国内及び日本国内においてプロジェクト活動や成果が広く認知される。

### 4. 業務の内容

(業務調整<sup>1</sup>)

- ① チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。

---

<sup>1</sup> 本プロジェクトはJICAエクアドル事務所および日本側研究代表機関(大学)双方にとって初めてのSATREPSプロジェクトになります。また、エクアドルでは近年保健分野でのプロジェクトが行われておらず、保健省をはじめとした各関係機関との関係構築もまだ始めたばかりです。これらの関係者が協力してプロジェクト実施に取り組めるよう支援いただきたく、その具体的な実施方法について、簡易プロポーザルで提案してください。

- ④ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑤ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する<sup>2</sup>。
- ⑥ プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- ⑦ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- ⑧ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑨ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑩ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。
- ⑪ 供与機材や研究にかかる消耗品等の購入・輸送に関し、研究代表機関を支援する。
- ⑫ 研究成果の社会実装（開発した診断ツールの認証取得及び実用化、バクター調査結果をもとにした感染対策案の国家戦略への反映等）を支援する<sup>3</sup>。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	プロジェクトの運営管理、関係者間（日本側研究機関、ケニア側研究機関、JICA 等）の連絡調整、運営上の課題の解決の促進に係る実施方法	業務の内容 1. 2. 3.

<sup>2</sup> 本プロジェクトでは当該疾病に関する情報及び研究成果を地域住民に広く周知することも活動の一つですが、スペイン語を母語としない住民がいる地域や、識字率の高くない地域もプロジェクトサイトに含まれます。エクアドル国内での広報に加え、本邦向けの広報にも取り組んでいただきたく、その具体的な実施方法について、簡易プロポーザルで提案してください。

<sup>3</sup>本プロジェクトの研究成果をエクアドル社会全体に役立てるためには、プロジェクト開始段階から保健省と密な情報共有を行い、研究成果の政策への反映や認証獲得等に対して協力を得る必要があります。しかし、保健省は本プロジェクトチームの一員ではなく、「監督機関」としての位置づけであるほか、保健省の優先分野において当該疫病の位置は高くないため調整は容易ではないと予想されます。このような状況下で社会実装に向けた筋道を立て、実践する具体的な方策について、簡易プロポーザルで提案してください。

2	プロジェクトの進捗・成果にかかる広報の実施方法	業務の内容 5.
3	研究結果の社会実装にかかる支援の方法	業務の内容 1 2.

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	技術協力プロジェクトに係る運営管理関連業務
語学の種類	スペイン語（英語は必須ではないができれば望ましい）

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>4</sup>	渡航開始より2か月以内	人間開発部（CC:エクアドル事務所）	－	スペイン語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	スペイン語	電子データ
月例報告書	渡航開始翌月初旬から毎月	人間開発部、エクアドル事務所	－	日本語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと <sup>5</sup>	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、南アフリカ事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、南アフリカ事務所）	1部	日本語	電子データ

<sup>4</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>5</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 7 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は本専門家のみです。

また、本プロジェクトでは、日本側研究代表機関（自治医科大学）を含む各関係機関から約 8 名の研究者が年に数回・数週間の現地渡航により参画し、エクアドル側実施機関と現地・遠隔にて協働し活動を行います。

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・署名済みの国際約束（RD）
- ・詳細計画策定調査報告書

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026 年 4 月 8 日 12 時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026 年 4 月 17 日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026 年 4 月 22 日 10:30~12:00
4	評価結果の通知	2026 年 4 月 28 日まで

## 8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：エクアドル国リーシュマニア症およびシャーガス病の感染・病態リスク評価システム開発プロジェクト（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：25a00286000000）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による (発言時カメラオンでの) 実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者 (個人の場合は業務従事者と同義) が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用

については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### (1) 業務の実施方針等：

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

### (2) 業務従事者の経験能力等：

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ①類似業務の経験           | 20点 |
| ②語学力               | 10点 |
| ③その他学位、資格等         | 10点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20点 |

(計 100点)

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

### (1) 報酬等単価

#### ① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,349,000	1,558,000
	個人	1,052,000	1,262,000

#### ② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	—	—	—
	インターナショナルスクール／ 現地校		107,200	107,100

#### ③ 住居費：1,100ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,933,740円／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>  
を参照願います。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：エクアドル中央大学内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エクアドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への

記載は不要です)。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### （6）その他留意事項

1）渡航前（後）業務を委嘱する可能性があります。

※業務委嘱単価

法人： 855,379 円 /人月

個人： 531,778 円 /人月

以上

## 案件概要表

**1. 案件名 (国名)**

国名： エクアドル共和国 (エクアドル)

案件名： (和) リーシュマニア病およびシャーガス病の感染・病態リスク評価システム開発プロジェクト

(英) The Project for the Development of an Infection and Pathological Risk Assessment System for Leishmaniasis and Chagas Disease

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における保健セクター／中南米地域の開発の現状・課題および本事業の位置付け

「顧みられない熱帯病 (NTDs)」は、世界 119 か国で流行、約 16 億人が感染リスク下にある (Global report on neglected tropical diseases 2024, WHO)。NTDs は貧困や戦争等による衛生環境の悪化により蔓延し、個人の健康を蝕み、貧困を脱出できない原因となる。労働力や生産性の低下を招き、地域社会の貧困化や地域格差拡大に拍車をかけ、国の経済・社会基盤に大きく影響する。リーシュマニア症およびシャーガス病は、WHO によると、約 20 種類に及ぶ NTDs の中でも、疾病負担が大きく国際的に優先的な対策が必要な疾病とされており、昆虫が媒介する人獣共通感染症である。

南米大陸の赤道直下に位置するエクアドルでは、リーシュマニア症およびシャーガス病が熱帯地域・亜熱帯地域からアンデス高地にまで広く流行している。リーシュマニア症は年間 1,000 - 2,000 人の患者が報告され、シャーガス病は年間約 4,500 人の新規感染者、120 -180 人の重症患者が報告されている。エクアドル政府は、米州保健機構 (PAHO) などの国際機関と連携し、NTDs の制御と根絶に向けた戦略を策定・実施してきた。顕著な成果として、オンコセルカ症の根絶が挙げられる。現在の対策としては、リーシュマニア症に対する医薬品の無償提供やシャーガス病の監視活動が実施されている。しかしながら、地域社会を基盤とした予防・啓発プログラムの強化、診断能力の向上、持続可能な媒介生物 (ベクター) 対策政策の策定・実施といった重要な課題が依然として残されている。

こうした背景のもと、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) の下で実施される本事業は、ベクター調査に基づく感染対策の強化・普及、ならびに早期治療を可能とする迅速診断ツールおよびリスク評価手法の開発を通じて、より効果的な地域レベルでの啓発活動と診断・リスク評価能力の向上に貢献すること

を目指すものである。

(2) 保健セクター／中南米地域に対する我が国および JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対エクアドル開発協力方針（2020年4月）において、「格差是正・包摂的な社会の実現」として、「地域開発、貧困層および障害者等への教育、保健等の支援により、格差是正と包摂的な社会へ向けたエクアドルの取組を支援する」ことが重点分野にあげられている。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「保健医療」においては、本事業は、感染症対策・検査拠点強化クラスターに位置づけられ、リーシュマニア症やシャーガス病の感染防除・管理を目的とした研究の促進と関連した人材育成の観点からこれに大きく寄与する。また、持続可能な開発目標（SDGs）においては、ターゲット 3.3 において「2030年までに顧みられない熱帯病（NTDs）の流行に終止符を打つ」こと、さらに「NTDs の治療およびケアを必要としている人々の数（SDGs 3.3.5）」を減らすことが掲げられていることから、本事業は SDG ゴール 3 の達成にも貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

世界保健機関（WHO）は、「NTDs ロードマップ 2021-2030」に基づき、NTDs の制御、予防、排除、根絶に向けた横断的アプローチを実施し、予防的薬学療法、症例管理、ベクター制御、獣医公衆衛生、水と衛生の改善といった公衆衛生介入を通じて、主要な介入策の効果拡大を目指している。ラテンアメリカ・カリブ海地域では PAHO が地域回転基金を通じて加盟国を支援し、シャーガス病、リーシュマニア症、トラコーマ、狂犬病などの NTDs 治療・制御に必要な医薬品、診断キット、蚊帳、ワクチンの調達を促進している。エクアドルに対する PAHO の国別協力戦略（2024年～2028年）は、優先的な感染症の抑制と撲滅に向けた対策に重点を置き、国の保健システムの強化を強調している。具体的には、「マラリア、トラコーマ、ヤウズ、シャーガス病、ハンセン病、狂犬病、リーシュマニア症に関する検証、認証、撲滅戦略の実施（重点分野 3.2.2）」の支援について言及している。また、2025年3月に、PAHO の専門家チームが、リーシュマニア症の監視、診断、治療に関する医療専門家向け全国セミナーを開催するとともに、皮膚リーシュマニア症治療用の温熱療法装置の調達において保健省を支援した。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業はエクアドルにおいて、皮膚リーシュマニア症およびシャーガス病に関し、感染リスクを評価するための監視プロセス／手法の開発、診断・検診ツールの開発、およびそれら研究成果の社会実装に向けた準備を行うことにより、研究者および医

療従事者の能力強化、および対象地域での感染防除・管理のためのパイロット事業の実施を図り、もってエクアドル国における両疾病にかかる感染防除や早期診断の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ピチンチャ県キト、マナビ県エルカルメン、パスタサ県アラフノ、グアヤス県バルサル

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：エクアドル中央大学の研究者、対象地域の医療従事者

最終受益者：エクアドルの全人口、特に感染地域の住民

(4) 総事業費（日本側）

約3.5億円

(5) 事業実施期間

2026年4月～2031年3月を予定（計60カ月）

(6) 相手国実施機関

エクアドル中央大学（協力機関としてエクアドル保健省および傘下の機関）

(7) 国内協力機関

研究代表機関：自治医科大学

共同研究機関：愛知医科大学、慶應義塾大学

(8) 投入（インプット）

1) 日本側

① 在外研究員派遣：短期：寄生虫学、医用動物学、感染症分野等、長期：業務調整

② 短期外国研究員受入・招へい（寄生虫疫学調査手法等）

③ 機材供与：ミニアンプサーマルサイ클ラー、キュービット蛍光光度計、リアルタイム濁度測定装置ループアンプ、ブロックインキュベーター、実体顕微鏡および光学顕微鏡、電子マイクロピペット、携帯型血糖・脂質測定器、コンパクト高速冷蔵遠心機、卓上型遠心機等

2) エクアドル側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の負担、機材の維持管理費用

(9) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

なし

2) 他の開発協力機関等の援助活動

なし

## (10) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、考える環境および社会への影響は最小限であると判断されるため

### 2) 横断的事項

本事業は気候変動の影響により感染拡大の可能性がある熱帯感染症の知見蓄積及び検診法の確立を行うことから、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性がある。また、パリ協定に基づき策定されたエクアドルの「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）に含まれる気候変動リスクへの対策強化として位置づけられている保健分野にも貢献するものである。以上の点は、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」にも貢献しうる。

### 3) ジェンダー分類:

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」「ジェンダー対象外」  
<活動内容／分類理由>

詳細計画策定調査時に社会・ジェンダー分析がなされたものの、疾患の感染・診断・治療において性別による大きな差はほとんど認められないこと、また現地研究者や医療従事者のジェンダー割合は同等もしくは女性が多いことが確認され、具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、本事業はコミュニティでの研究・啓発活動も多く予定されており、その過程でジェンダーの視点を踏まえた活動が必要であることが明らかになった場合は、具体的な取り組みを先方政府と協議する予定。

(11) その他特記事項:特になし

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:エクアドル国における皮膚リーシュマニア症およびシャーガス病における感染防除や早期診断が強化される。

- 指標および目標値:プロジェクト成果の国家ガイドラインまたはプロトコルへの反映、開発された診断ツールやリスク評価手法の流行地での活用、診断ツールでの診断件数

(2) プロジェクト目標:研究者および医療従事者の皮膚リーシュマニア症およびシャーガス病の感染防除と早期診断に関する能力が強化され、対象地域での感染防除・管理のためのパイロット事業が実施される。

- 指標および目標値:研究成果の科学的根拠を示す論文の発表数、ベクター・リザーバー調査や診断・検診ツールの作成に必要な技術を習得した現地研究者および医療従事者数、パイロットプロジェクトの裨益者数

### (3) 成果

成果1：プロジェクトサイトにおける皮膚リーシュマニア症およびシャーガス病の原虫の性状が明らかになり、感染リスクを評価するための監視プロセス・手法が開発される。

成果2：早期診断と治療につながる皮膚リーシュマニア症のポイントオブケア分子診断ツールとシャーガス病の非侵襲的検診ツールが開発される。

成果3：疫学調査の方法論・プロセス、リスク評価、診断ツールなど、プロジェクトの研究成果に基づいた感染監視および制御の提案が関係者、特に保健省に共有され、実装に向けた進展がみられる。

### (4) 主な活動

成果1：原虫の分離および分子生物学的解析の実施、媒介種およびベクター種の原虫感染率の特定、現地研究者向けの研修実施およびマニュアル作成

成果2：LAMP-核酸クロマトグラフィー法分子診断ツールの非劣性の証明、現地医師および研究者への研修やセミナーの開催およびマニュアル作成

成果3：研究結果に関するセミナーの開催や疫学情報の提供、実用化に向けたプロセスの明確化・実施

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

プロジェクトサイトで住民の理解が得られること。

### (2) 外部条件

- 他の優先課題（他の感染症の発生など）が関係者の関与を妨げないこと。
- 研究室や各保健施設での活動が政府の方針転換等によって妨げられないこと。
- 社会実装に向けてプロジェクトを推進するため、関係省庁間の連携が維持されること。
- 必要な人的・財政的資源が確保されること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「SATREPS 事業の社会実装を促進する取り組み事例集」（2022年）では、迅速診断キットを実用化するためには、国内外の認定機関による認証が必要であると指摘されている。こうした認証を取得するには、開発したキットの実用性試験を実施し、需要に応じた安定的な供給も確保しなければならない。このため、詳細計画策定調査時に保健省を含む関係機関と議論のうえ、資金と人的資源の確保に向けた具体的な方策の検討を成果3に組み込むこととした。

## 7. 評価結果

本事業は、エクアドルの開発課題と政策、ならびに日本および JICA の協力政策と分析枠組みと合致している。感染経路の理解を深めることによる感染症対策の推進、早期治療を可能とする迅速診断ツールおよびリスク評価手法の開発・普及促進を通じて、地域レベルでの効果的な啓発活動と診断・リスク評価能力の強化に貢献する。これは SDGs 目標 3「あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成にも寄与することが期待される。以上のことから本事業の実施を支援することは極めて重要である。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内      ベースライン調査

事業完了 3 年後          事後評価

以 上